

第1部－1 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ*等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■支援の柱

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容等に関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。



■新たに強化する機能

④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

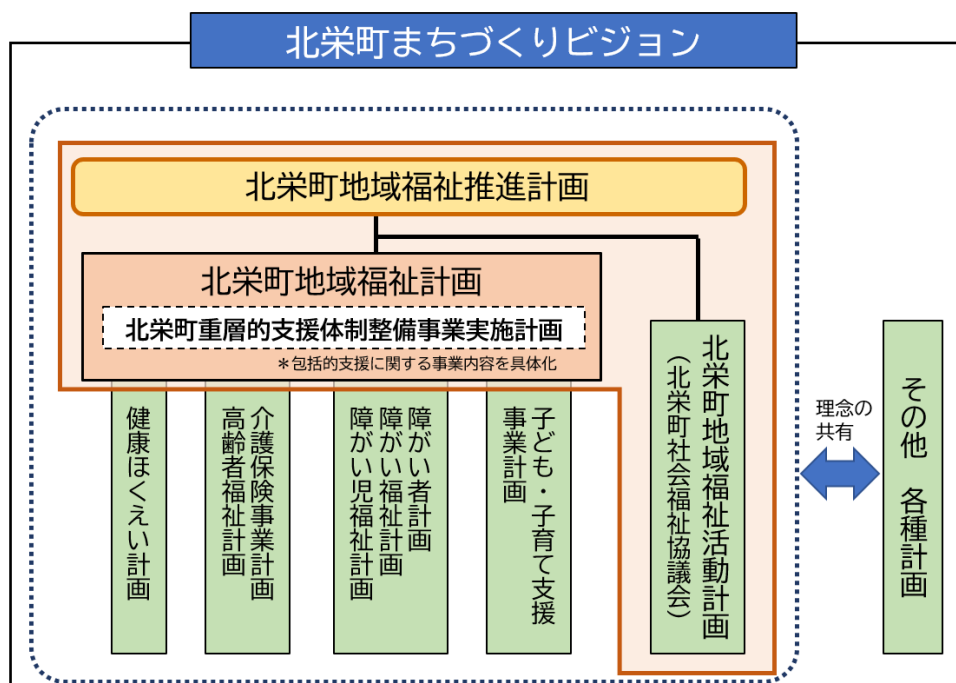
一体的に
実施

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

本計画の進捗管理・評価は、北栄町地域福祉推進計画全体で行うこととし、実施状況や効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 北栄町重層的支援体制整備事業の目的

本町では、相談支援体制の強化を図るため、平成30年度より包括的支援体制の整備にむけた取組みを開始しました。

介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、多機関が参加する支援会議により個別に対応を検討し必要な支援につなげる体制をとっています。

しかしながら、自ら相談に来ることができない方や、制度の狭間等により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしになっている方もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

本町における包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用することとし、①福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、②世帯全体の課題を整理し、関係機関が役割分担の上、課題解決に向けた支援を行うことを目的に取組みを進めます。

また、本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、庁内の各課及び関係機関（者）との連携や協働は不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取組みを進めていきます。

◎支援分類ごとの現状と課題

支援分類	現状と課題
相談支援	・既存の相談支援機関の対象にあてはまらない場合や相談者の課題が不明確な場合に、対応に苦慮することがある。対応窓口の明確化を行うとともに、各相談支援機関での対応力強化を図る。 ・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）のさらなる連携体制を強化する。 ・多様な課題の発見、気づきにつながるよう、相談支援を担う担当者の各分野の制度理解と世帯が抱える課題へのアセスメント力の向上を図る。 ・アルコールなどの依存症や対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。
参加支援	・既存の制度やサービスの利用につながらない方、対象とならない方について、生活の課題を抱えたり、地域から孤立しがちとなる場合がある。これらの方も参加できる居場所の確保等を検討する。 ・自動車や免許がない方の外出支援（子育て家庭の母、高齢者など）について検討する。 ・地域とつながりにくい方の興味関心の持てる場の確保や参加促進の取組みを検討する（都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など）

支援分類	現状と課題
	・事業所（企業等）において障がいの理解をすすめたり、地域の見守りを強化するなど、誰もが社会参加しやすい環境づくりを行う。 ・活用できる地域資源の把握や開発が不十分なため、事業周知とともに資源の把握、必要な資源の確保に向けた取組みを行う。
地域づくりに向けた支援	・どこに相談してよいのか分からず、一人で悩みを抱え込まないように、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりをすすめる。（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ） ・地域で活躍する人、リーダー層を増やす取組みをすすめる。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。（地域活動支援センター等） ・地域の中で自主交流できる場の確保を検討する。（子育て家庭、学童期以降）

2 事業の実施体制及び実施内容

（1）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センター ・北栄町地域包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】 福祉課
障がい	障害者相談支援事業 ・北栄町障がい者地域生活支援センター	3	直営委託	【支援対象者】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等とその家族 【対象圏域】 北栄町全域

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
	・ 中部障がい者地域生活支援センター ・ 相談支援センターサポートリンク			【業務内容】 障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【所管課】 福祉課
子ども	利用者支援事業 ・ 北栄町子育て世代包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 妊産婦・乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】 教育総務課
生活 困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	直営	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方、及びその家族等 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価等 【所管課】 福祉課

（２）参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい方に対し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

各相談支援機関や多機関協働事業等を通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○想定される連携先等

- ・ 地域づくり事業の対象となる活動先（地域介護予防活動支援事業や地域活動支援センター、子育て支援センター）
- ・ 生活困窮者自立支援事業における就労準備事業の就労体験先（企業・農業）
- ・ 地域包括支援センターやよっしゃやらあ会※、自治会が開催している集いの場
- ・ 北栄スポーツクラブや中央公民館などで開催している各種教室
- ・ 福祉サービス事業所や各種団体、ボランティアセンター 等

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
参加支援事業	1	委託	【支援対象者】 地域や社会とのつながりがない、社会参加しにくい方など 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発 ・相談者に対する参加支援(マッチング等の利用調整)、フォローアップ 【実施機関】 北栄町社会福祉協議会 【所管課】 福祉課

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう、既に実施されている取組みを進めていくと同時に、これらの取組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとで、必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連動を図りながら、取組みの推進を図ります。

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	一	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 地域住民の介護予防活動の育成・支援を実施 ・こけないからだ講座 ・高齢者サークル事業 【実施機関】 北栄町地域包括支援センター他 【所管課】 福祉課
介護	生活支援体制整備事業	3	委託	【支援対象者】 65歳以上の高齢者を中心とした地域住民 【対象圏域】 北栄町全域

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
				【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取組みを実施 ・生活支援コーディネーターの配置（第1層：1名、第2層：2名） ・協議体の設置（第1層：ほくえい支え愛協議体※、第2層：北条よっしゃやらあ会、大栄よっしゃやらあ会） 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
障がい	地域活動支援センター事業 ・あゆみの郷	1	登録	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・北栄子育て支援センター『すまいる』	1	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児・その保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施 【実施機関】北栄町子育て世代包括支援センター 【所管課】教育総務課
生活 困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1	委託	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
	(令和4年度からは「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を予定)			図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組みを実施 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取組みを行います。支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査等により、対象者の把握に努めるとともに、本事業を町内の複数法人に委託し、各法人の特性や地域とのつながり、ネットワーク等を活用しながら、事業の推進を図ります。

実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5	委託	【支援対象者】必要な支援が届いていない方とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【実施機関】 ・社会医療法人仁厚会 ・医療法人誠医会 ・社会福祉法人中部福祉会 ・社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 ・社会福祉法人みのり福祉会 【所管課】福祉課

(5) 多機関協働（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、北栄町包括的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行います。

北栄町包括的支援会議では、対象世帯が抱える課題の解決につながるよう、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討などを行うほか、支援の進捗状況を確認するなど支援の全体調整を行います。

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

○北栄町包括的支援会議

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアル等において、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

本町においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「北栄町包括的支援会議」を設置し、1つの会議体の中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。

会議は事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集し、随時開催するものとします。

※「支援会議」

法第 106 条の 6 に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報取り扱いについては、本人同意を得て行う。

○災害や感染症流行下の支援体制

災害や感染症などの緊急事態が生じた場合には、支援ニーズの顕在化や新たな支援ニーズの発生が考えられます。2016 年（平成 28 年）に発生した鳥取県中部地震や 2020 年（令和 2 年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行においても、個別の支援ニーズへの対応が課題となりました。

特に、鳥取県中部地震の復興支援においては、複合的な課題を抱えた人が顕在化し、現在もその支援が継続されています。

これらの経験を踏まえ、緊急時においても柔軟かつ適切な対応ができるよう、包括的支援体制の強化に努めていきます。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
多機関協働事業	1	直営	【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う ・支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・北栄町包括的支援会議の開催 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施等 【所管課】福祉課

3 事業実施に向けた体制構築

(1) 関係機関等との連携体制

支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくり等の施策を展開していくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉的ニーズを抱えた人が適切に福祉課につながるよう、庁内連絡会を設置するとともに、情報連携のための「つなぐシート」を用意し、シートを活用して庁内及び関係機関との連携体制の整備を推進します。

○北栄町包括的支援の推進に係る庁内連絡会

多様な生活課題の解決にむけた包括的な支援体制を整備するため、庁内の部署が連携のもと適切な支援を図ることを目的に設置しています。

※「連携責任者連絡会」

各課の課長級が参画し、包括的支援の推進に係る情報の共有、庁内の連携体制に関する事項について協議します。

※「事業担当者連絡会」

必要な関係課の職員等により、個別事業の実施体制や支援機関の連携、調整に関する事項について協議します。

(2) 相談や支援の環境づくり

①多様な相談機会の確保

困りごとを抱えた住民が気軽に相談できるよう、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員等との連携、地域の身近な場や機会の拡大、SNS^{*}の活用など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

②ICT（情報通信技術）^{*}を活用した体制づくり

平時からICTを活用した研修や事例検討会、会議等を取り入れることで、感染症等の緊急時においても連携支援体制が維持され、状況に応じて対応できる体制づくりに取り組みます。

(3) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念のめざす地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画をホームページで公表するとともに、計画の考え方や取り組み等について、様々な機会を利用し周知・啓発に努めます。

(4) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的・継続的に推進するために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、年度ごとに進捗状況を確認し、北栄町地域福祉推進計画推進委員会において、進捗状況の評価を行うとともに、国の施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行います。

【用語集】

	用語	解説
あ	I C T（情報通信技術）	デジタル化された情報の通信技術のことで、インターネットなどを経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。具体的な活用事例としては、オンライン授業やテレワークなどがある。
	アウトリーチ	福祉が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。 具体的には、自宅などの日常生活の場に出向く訪問支援だけでなく、巡回相談や、電話、メール、対象者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布、掲示などのアプローチも含まれる。
え	S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Line（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがある。
ほ	ほくえい支え愛協議体	地域づくりに関心のある住民で構成され、安心して住み続けられる北栄町を目指して、介護予防や生活支援サービスなど、北栄町全域の課題を検討している。介護保険制度上では第1層協議体ともいう。
よ	よっしややらあ会	「ほくえい支え愛協議体」と同様に、地域づくりに関心のある住民で構成されている。北栄町を二つの地区に分け、それぞれの通いの場や生活支援、見守りなど地域の助けあい活動について協議、検討をしている。北条よっしややらあ会と大栄よっしややらあ会があり、介護保険制度上では第2層協議体ともいう。

※北栄町地域福祉推進計画の用語集（P63～）に掲載されていないものについて解説しています。